

平成19年度介護労働実態調査

事業所における介護労働実態調査の結果について

(補足資料)

介護労働者の賃金等①

	介護労働者(うち月給者)の賃金等(注1)												事業所の開設 経過年数
	全体				男				女				
	1か月の実賃金 (注2)	1か月あたりの所定内賃金 (注3)	年齢 (注4)	勤続年数 (注5)	1か月の実賃金 (注2)	1か月あたりの所定内賃金 (注3)	年齢 (注4)	勤続年数 (注5)	1か月の実賃金 (注2)	1か月あたりの所定内賃金 (注3)	年齢 (注4)	勤続年数 (注5)	
平成19年度 介護労働 実態調査	221.2 千円	214.9 千円	40.0歳	3.4年	234.7 千円	225.8 千円	37.0歳	3.0年	217.0 千円	211.1 千円	45.2歳	3.0年	9.0年

(参考)平成18年度介護労働実態調査の結果

平成18年度 介護労働 実態調査	224.2 千円	213.8 千円	38.9歳	5.0年	236.8 千円	226.8 千円	36.9歳	4.3年	220.2 千円	210.0 千円	43.8歳	4.1年	12.3年
------------------------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	-------------	-------------	-------	------	-------

(注1)【介護労働者】:訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員の合計。以下同じ。

(注2)【1か月の実賃金】:平成19年9月1か月分として実際に支給された税込み賃金額で残業、休日出動手当等を含む。以下同じ。

(注3)【1か月あたりの所定内賃金】:1か月に決まって支給される税込み賃金額で、交通費や各種手当も支給額が決まっている場合はこれも含めた金額。

(注4)【年齢】:全体の【年齢】は正社員の平均値。男女の【年齢】は全介護労働者の平均値。

(注5)【勤続年数】:全体の【勤続年数】は正社員の平均値。男女の【勤続年数】は全介護労働者の平均値。また、1年未満の端数は切り捨て。

介護労働者の賃金等②

(参考) 平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の結果

	一般労働者の決まって支給する給与額等													
	全体				男					女				
	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内 給与額 (注2)	平均 年齢	勤続 年数	労働者 の割合 (注3)	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内 給与額 (注2)	平均 年齢	勤続 年数	労働者 の割合 (注3)	決まって 支給する 給与 (注1)	所定内 給与額 (注2)	平均 年齢	勤続 年数
全産業	330.6 千円	301.1 千円	41.0 歳	11.8 年	68.0%	372.4 千円	336.7 千円	41.9 歳	13.3 年	32.0%	241.7 千円	225.2 千円	39.2 歳	8.7 年
福祉施設 介護員	210.7 千円	199.5 千円	36.0 歳	5.1 年	29.5%	225.9 千円	213.6 千円	32.6 歳	4.9 年	70.5%	204.4 千円	193.7 千円	37.4 歳	5.2 年
ホーム ヘルパー	213.1 千円	197.7 千円	43.8 歳	4.8 年	17.8%	239.3 千円	214.7 千円	36.7 歳	3.5 年	82.2%	207.4 千円	194.0 千円	45.3 歳	5.1 年

(注1)【決まって支給する給与】:労働契約、労働協約或いは事業所の就業規則によって予め定められている支給条件、算定方法によって6月1か月分として支給された現金給与をいい、所定内給与額に超過労働給与額を加えたものである。

(注2)【所定内給与額】:所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月1か月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額([1]時間外勤務手当、[2]深夜勤務手当、[3]休日出勤手当、[4]宿日直手当、[5]交代手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

(注3) 全産業、福祉施設介護員、ホームヘルパー毎の、男・女の割合。

(出典)平成19年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

介護職員及び訪問介護員の賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

- 介護職員は、正社員が多い(58.3%)が、訪問介護員は非正社員が多い(83.6%)。
- 女性の介護職員及び訪問介護員は、男性と比較して、年齢は高く、勤続年数も長いものの、1か月の実賃金は低い。

		介護職員及び訪問介護員の賃金等											
		全体				男				女			
		客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)	客体数 (注3)	1か月の実賃金	年齢	勤続年数 (注4)
介護職員 (注1)	正社員 (注2)	8,568人 [58.3%]	208.6 千円	36.5歳	3.3年	2,492人 (29.1%)	219.2 千円	32.6歳	3.1年	6,076人 (70.9%)	204.0 千円	38.1歳	3.4年
	非正社員 (注2)	6,129人 [41.7%]	115.4 千円	44.1歳	2.1年	705人 (11.5%)	143.4 千円	37.8歳	1.8年	5,424人 (88.5%)	111.9 千円	45.0歳	2.2年
訪問介護員 (注1)	正社員 (注2)	1,571人 [16.4%]	182.3 千円	44.5歳	3.3年	354人 (22.5%)	193.3 千円	42.9歳	2.8年	1,217人 (77.5%)	179.2 千円	45.0歳	3.4年
	非正社員 (注2)	8,013人 [83.6%]	75.4 千円	50.9歳	3.1年	271人 (3.4%)	99.0 千円	46.3歳	2.3年	7,742人 (96.6%)	74.6 千円	51.1歳	3.2年

(注1) 本調査で「介護労働者」とは、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士、福祉用具専門相談員の合計をいう。

上記「介護労働者」のうち、「訪問介護員」は介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。以下同じ。

上記「介護労働者」のうち「介護職員」は、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。以下同じ。

(注2) 「正社員」とは、本調査では雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。以下同じ。

「非正社員」とは、本調査では正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)をいう。以下同じ。

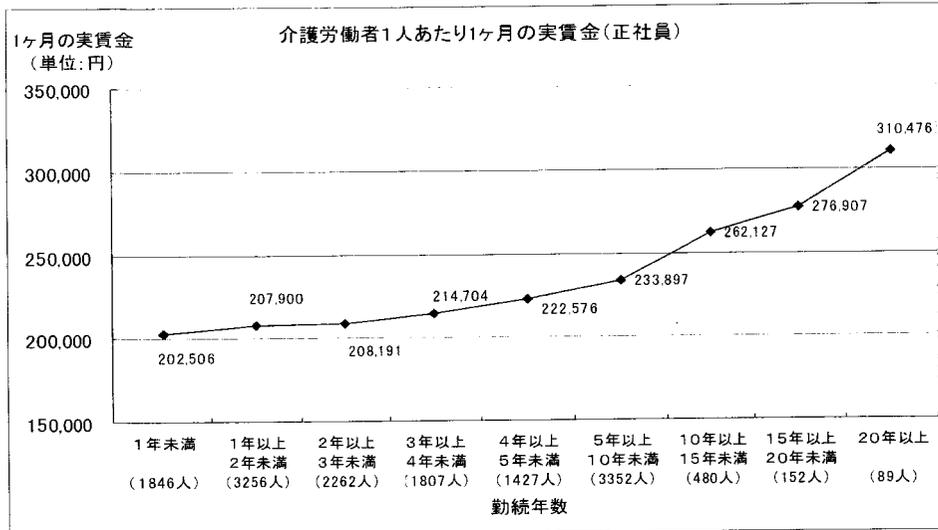
(注3) []は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員・非正社員の割合。()は、介護職員、訪問介護員毎の、正社員、非正社員毎の男・女の割合。

(注4)【勤続年数】:1年未満の端数は切捨て。

介護労働者1人あたり賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

(1) 介護労働者1人あたり1ヶ月の実賃金(正社員)

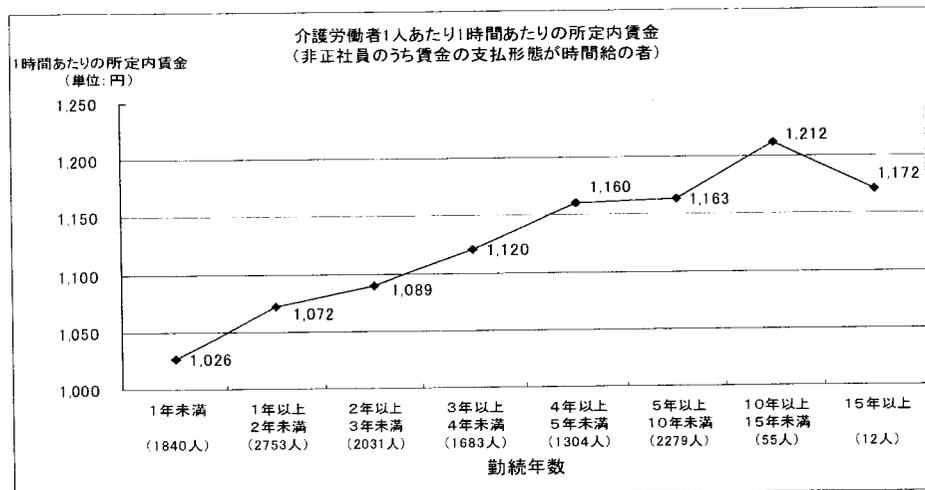


※勤続年数及び1ヶ月の実賃金に回答があった者を客体としている。

(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 95.8%
- ・ 日給の者: 1.2%
- ・ 時間給の者: 2.9%

(2) 介護労働者1人あたり1時間あたりの所定内賃金(非正社員のうち賃金の支払形態が時間給の者)



※実賃金支払形態が時間給の者(81.9%)をグラフ化したものである。
※勤続年数及び1時間あたりの所定内賃金に回答があった者を客体としている。

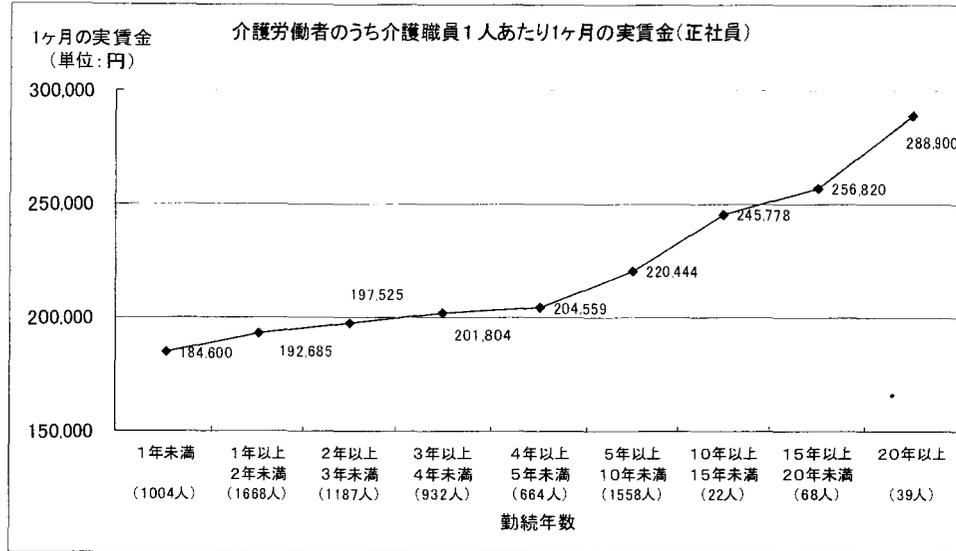
(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 11.1%
- ・ 日給の者: 7.0%
- ・ 時間給の者: 81.9%

介護労働者のうち介護職員1人あたり賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

(3) 介護労働者のうち介護職員1人あたり1ヶ月の実賃金(正社員)

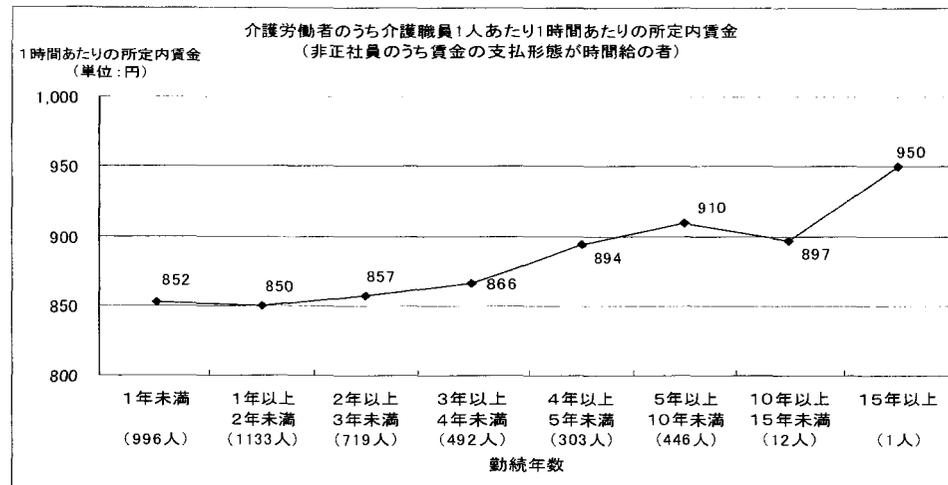


※勤続年数及び1ヶ月の実賃金に回答があった者を客体としている。

(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 96.1%
- ・ 日給の者: 1.3%
- ・ 時間給の者: 2.6%

(4) 介護労働者のうち介護職員1人あたり1時間あたりの所定内賃金(非正社員のうち賃金の支払形態が時間給の者)



※実賃金支払形態が時間給の者(73.4%)をグラフ化したものである。

※勤続年数及び1時間あたりの所定内賃金に回答があった者を客体としている。

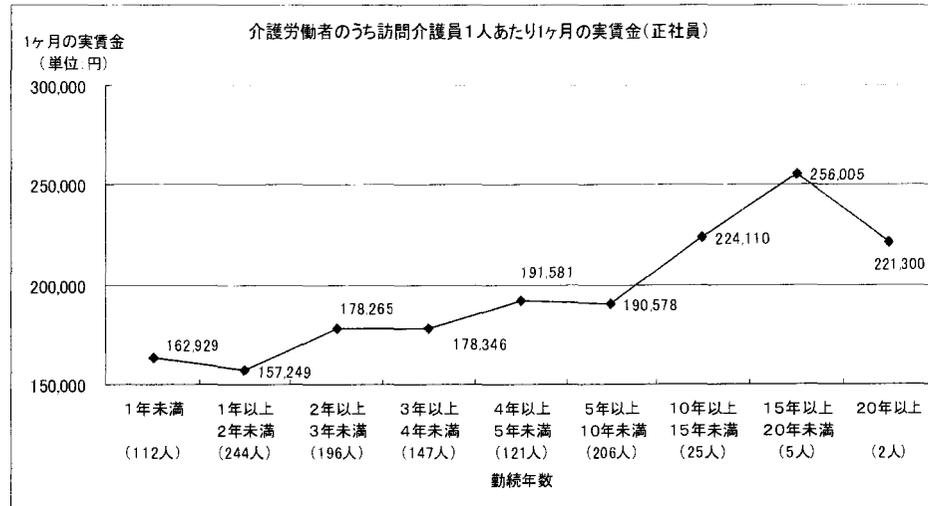
(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 14.5%
- ・ 日給の者: 12.1%
- ・ 時間給の者: 73.4%

介護労働者のうち訪問介護員1人あたり賃金等

※ 平成19年度介護労働実態調査のデータを基に老健局老人保健課が算出した。

(5) 介護労働者のうち訪問介護員1人あたり1ヶ月の実賃金(正社員)

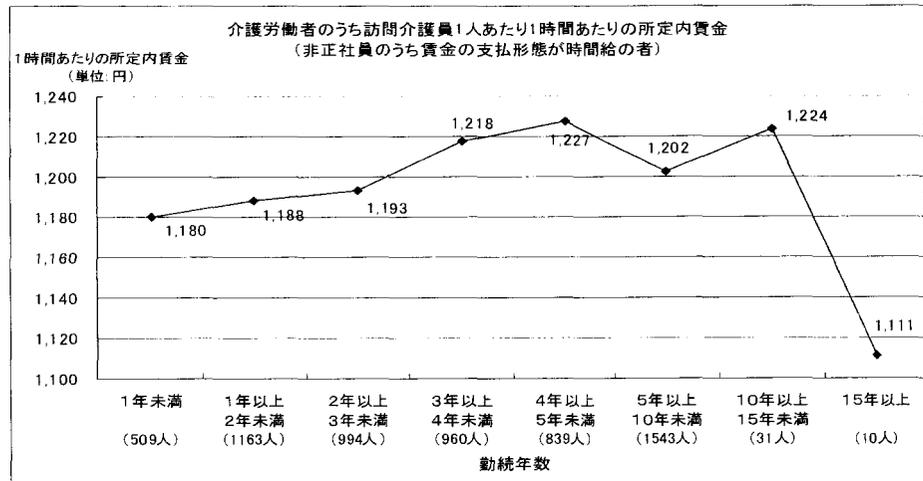


※勤続年数及び1ヶ月の実賃金に回答があった者を客体としている。

(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 83.2%
- ・ 日給の者: 3.2%
- ・ 時間給の者: 13.6%

(6) 介護労働者のうち訪問介護員1人あたり1時間あたりの所定内賃金(非正社員のうち賃金の支払形態が時間給の者)



※実賃金支払形態が時間給の者(92.7%)をグラフ化したものである。
※勤続年数及び1時間あたりの所定内賃金に回答があった者を客体としている。

(参考)実賃金支払形態別の割合

- ・ 月給の者: 4.5%
- ・ 日給の者: 2.8%
- ・ 時間給の者: 92.7%

離職率の状況

	離職率 かっこ内は、平成18年度雇用動向調査及び平成18年度介護労働実態調査の離職率		
	全体	正社員	非正社員
全産業(注1)	(16.2%)	(13.1%)	(26.3%)
介護職員(注2)	21.6%(20.3%)	20.4%(21.7%)	32.7%(27.3%)
訪問介護員(注2)		18.2%(19.6%)	16.6%(14.0%)

(注1)・全産業の出典は、「平成18年度雇用動向調査結果(厚生労働省)」

・全産業の離職率については、以下の算式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成18年1月から12月の期間中の離職者数}}{\text{平成18年1月1日現在の常用労働者数}} \times 100$$

・全産業については、「全体」は「常用労働者」、「正社員」は「一般労働者」、「非正社員」は「パートタイム労働者」を指す。

(注2)・介護職員及び訪問介護員の出典は、「平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)」

・介護労働実態調査の離職率については、以下の式で算出している。

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成18年10月1日から平成19年9月30日までの離職者数}}{\text{回答のあった事業所の平成18年9月30日の在籍者数}} \times 100$$

(出典)平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)

離職率階級別に見た事業所の割合

○ 離職率の分布には、離職率が「10%未満」の事業所と「30%以上」の事業所との二極化が見られる。

	調査事業所数	離職率階級					
		10%未満	10%～ 15%未満	15%～ 20%未満	20%～25% 未満	25%～ 30%未満	30%以上
2職種合計	3,367	37.5	10.4	7.7	8.3	7.1	28.9
介護職員計	2,235	36.6	8.9	7.3	7.4	7.1	32.7
訪問介護員計	1,705	44.9	11.2	7.0	8.4	6.9	21.6

(注) 2職種合計: 介護職員、訪問介護員の両者またはいずれかのいる事業所における介護職員、訪問介護員を合計した離職率。

(出典) 平成19年度介護労働実態調査(介護労働安定センター)